

団体・組織の概要

※太枠内、必須事項。その他は、該当する項目を記載してください。

団体/会社名	特定非営利活動法人 心のまほろば		
代表者	緒方 源信	担当者	緒方 源信
所在地	〒850-0874 長崎市 魚の町 3番30号 TEL:095-822-3010 FAX:095-822-3010 E-mail:		
設立の経緯 ／沿革	・設立に至るまで 有志と「汝がさき」仲間の会を設立、登録商標「汝がさき」を申請した。 平成15年夏の長崎高総体では、開会式で公開演技を披露した高校生に、市内の企業団体の支援を受けて、「汝がさき」印入り手拭いを贈呈した。 平成15年4月から、一部の会員で街づくり仲間の会を結成し、長崎市の道路里親に認定され、道路清掃などに取り組んでいる。 日本の自然環境の回復と、日本人の心の揺らぎを安定化することなどを目的として、住民活動の拠点となる本法人を設立した。		
団体の目的 ／事業概要	・個人主義と同様に、仲間の重要性も理解してもらえよう意識改革に努める。 ・食育の推進と、地産地消活動の支援を行う。 ・命を大事にする心、心のはたらきの解明、その育成などを推進する。 ・「持続する共存平和」の推進、「共存文化」の認識の拡大などによって、長崎の観光の振興を推進する。 ・「真心、思いやりの心、おもてなしの心、譲り合いの心、助け合いの心」などを象徴する登録商標「汝がさき」の普及を図る。 ・自発的に「学んで」「生きる」生涯学習として、私尚塾の活動をする。		
活動・事業実績 (企業の場合は 環境に関する 実績を記入)	命と食に関する検討と提案。 心の育成に関する検討と提案。 長崎の観光振興に関する検討と提案。 冊子「命のすじみち すすむ道」の自費出版。 冊子「共存の心やわらぐ 長崎の街」の自費出版。 冊子「生きる心の綾錦」の自費出版。 「命と心、共存による共栄」と題する講話の実施。 志尚塾の一環として、職業訓練校等における講話の実施。 定期紙「共存文化」の刊行。 地産地商の推進に協力。 道路里親として、市内の川沿い遊歩道などの清掃。 長崎県地球温暖化対策協議会に一般委員として参加するなど、長崎県と長崎市の審議会、協議会などの公募委員を勤めている。		
ホームページ			
設立年月	平成15年 11月	*認証年月日(法人団体のみ) 平成16年 4月 2日	
資本金/基本財産 (企業・財団)	円	活動事業費/ 売上高(H17)	円
組 織	スタッフ/職員数 1名 (内 専従 0名) 個人会員 18名 法人会員 名 その他会員(賛助会員等) 1名		

政策のテーマ

「行政と住民の共存による共栄で地域づくり」

■政策の分野

- ・⑨持続可能な地域づくり
- ・地域活性化

■政策の手段

- ・⑬国民参加の促進
- ・市民参画

団体名：特定非営利活動法人 心のまほろば

担当者名：緒方 源信

■キーワード	共存	共栄	文化	和	仲間
--------	----	----	----	---	----

① 政策の目的

法律と契約は、近代国家の主要な骨組みであり、取締りと規制を目的とするもの、支援と促進を目的とするものなどがありますが、住民、つまり生活者と消費者に、十分に行き届いたものとするためには、それを補う仕組みが求められており、それを実現するためにも、行政と住民による「共存による共栄」が盛んな世の中にし、人間味溢れる温もりのある仲間や世間の連帯をつくり、住民が自発的に積極的に行政に関わることができるようにします。

② 背景および現状の問題点

近代国家は、民主主義による立法手段を持つ法治国です。そして、行政が、法律と契約を着実に運用するには、それなりの工夫が必要です。ともすれば、法律を実施するために法律を作り、その実施に、また法律をつくるというように、屋上屋を重ねる作業が際限無く続きがちです。

したがって、法律と契約のみでは、不足する部分がある場合には、住民、つまり生活者と消費者が、自発的に積極的に行政に参画して、それを補うのが最も効率的で経済的な方法です。

また、「天網恢恢、疎にして洩らさず」に示される、安全で安心の世の中を実現し、さらに、「法網」をくぐる悪人を出さないためにも、「共存による共栄」の考え方に基づく行政と住民の連帯が何より大事です。

民主主義は、基本的に、お互いに対等な立場という関係で成り立つものです。その対等な立場の人間関係の基本は、「共存」にあります。共存というのは「相手の存在を認め、お互いの文化を尊重し合う」ことです。そこでは、権威も権力も、無用なものであり、そのようなものを持ち込むことが、共存を妨げる原因になります。

さらに、宗教、政治、思想、商売(4S)などが、かかわってくると、ことが面倒になります。そこで、住民としても、これらの4Sに依存する習慣を止めることが、肝要と思われます。

そして、住民自身が「共存による共栄」の意識を高め、行政と一体になって取り組むことが求められます。

③ 政策の概要

行政と住民の双方が「共存による共栄」という考え方を理解し、その意識を高めることによって、法律と契約に基づく行政が、円滑に施行できるようになり、法治国として、効率的な運用が実現することを期待します。

ところで、人間には、それぞれ個性があります。身体も心も、すべて異なっています。その結果、相性のいい人と、そうではない人ができるのは、至極自然なことです。例えば、生物世界でも、繁殖のための組み合わせが成り立つためには、試行錯誤が何回でも繰り返されます。

そこで、個人の立場としては、特に親しくしなくても、一緒にいて少しも差支えがない、というような状態にあるのが、共存ということになります。また、人間の集りである集団の間でも、一緒にいても差支えが無いというのが、「集団の共存」ということになります。

このような「共存による共栄」の考え方が、身近の仲間と近所の住民などから始まって、次第にその範囲を拡大します。そして、地域から地方に至り、それが国全体に及んで、最後には、国際関係の世界にまで広がることを期待するものです。

④ 政策の実施方法と全体の仕組み（必要に応じてフローチャートを用いてください）

行政と住民が共存するためにも、行政と住民の中に「共存による共栄」の考え方を普及する必要がありますが、この政策を推進するに当たって、まず、「共存」並びに「共栄」という意味を明確にします。

一つの考え方として、「共存」とは、自立した対等な間柄において、お互いの存在を認め、お互いの文化、つまり、考え方や立ち居振舞いなどを、尊重し合うことです。

したがって、共存に反することは、まず、人間関係に上下の立場を持ち込むことです。次に、相手の存在を無視し、そして、否定することです。今、学校などで問題になっている「いじめ」が、これに相当します。さらに、相手の文化を否定することが、共存に反します。たとえば、自分の文化(宗教、思想なども)を相手に押し付けることは、共存に反することです。

また、共存とは、お互いに依存関係にあることとも無縁でもあります。

次に、「共栄」とは、お互いに、共に栄えることです。一方が、他方の犠牲によって、繁栄するようでは、共栄とはいえないことになります。

しかし、経済を主体とする国際環境では、相手の犠牲によって(奴隷制と植民地など)、自らの利益を図ることが、当然とされている面もあります。これは、商売の世界のことであり、行政と住民の生活との間では、元来、無関係のものです。

また、住民が、命を守り生きていくという生活の原点に立ち返ると、住民がお互いに「共存による共栄」が最も安全で安心な方法であることが理解できると思われます。これによって、住民がお互いに連携を保つことが可能となります。

そして、行政と住民が共存するためには、行政と住民が、それぞれを対等な立場と受け止め、相手の存在を認めて、お互いの文化、つまり、行政の文化と住民の文化を、尊重し合うことが、求められます。

⑤ 政策の実施主体（提携・協力主体があればお書きください）

課題の「共存による共栄」の考え方を広く普及する活動は、住民側については、NPO法人及び様々な住民活動に関わる組織・団体が、主体的にかかわることになります。

また、行政側としては、市区町村の組織の中では、住民に直接かかわる全ての部門で、実施することとなりますが、その中心となるのは、住民活動の窓口となる自治課、あるいは市区町村民課などが、推進の中心になると思われます。

さらに、行政については、内部の上下関係に基づく縦割りの在り方のままでは、住民に対する適切な対応ができないこととなります。そこで、行政の内部組織のままで、住民に対応するのではなく、住民にかかわる部門が横並びで連携し、「共存による共栄」の考え方で協同して、住民対応に努めることが望まれます。

⑥ 政策の実施により期待される効果（具体的にお書きください）

これまでは、一般に、住民と行政の関わりかたには、一部で、何か、ごこちない面もあったように思われます。

その原因として、行政としては、その住民が信頼できるものなのか不安があり、また、住民としては、行政が住民のことについて、親身になって対応してくれるか、疑問を持っていたこともあるようにも思われます。

そこで、住民としては、仕方なく、行政に何らかのつながりのあるところに紹介してもらうという方便に、頼ってきた面もあります。

一方、行政としても、何かの組織、団体等に属している住民が、信用できる者とする傾向があることも、否定できないことです。

そこで、ここに提案するように、行政と住民の双方に「共存による共栄」の考え方が生まれれば、一般住民と担当行政との間に、信頼関係が容易に生まれることが期待されます。

⑦ その他・特記事項

因みに、現在、あらゆるところで、平和運動が盛んに行われています。しかし、平和は、容易に実現しないもののようです。

その理由の一つとして、これまで使われてきた「平和」という言葉には、人それぞれの考え方がこめられています。つまり、平和の中味に大きな違いがあるというわけです。

その一方では、平和のための戦争もあるようです。古来、己の平和実現を目的として、戦争をしてきたようにも思われます。

つまり、平和は結果として実現するものである、と理解した方がいいようです。

では、平和を実現するためには、どうすればいいのでしょうか。

それが「共存による共栄」の考え方です。その共存とは、お互いに対等な立場で、相手の存在を認め、お互いの文化を尊重し合うことです。

さらに、民主主義という言葉にも、人と国によって、様々な姿があります。しかしながら、その民主主義の基本にも、「共存による共栄」の考え方があると思われます。

つまり、「共存による共栄」が実現すれば、民主主義も平和も、自然に実現することが期待されます。

今日の自由主義経済のもとで、経済活動は競争原理で推進されていますが、それは「弱肉強食」の様相です。

しかし、人間の生活の中には、自由競争原理に馴染まない大事な「命と心」の部分があります。それが「共存による共栄」の世界のものです。

つまり、命と心を重視するのであれば、共存による共栄は、欠かすことはできないことです。